

令和2年10月

第63号

事務所通信

えん



森・白澤・米澤合同事務所

所 感

新型コロナは依然として感染者ゼロにはならないものの、下げ止まり傾向で推移しています。新型コロナを正しく恐れ、正しく対応し、「Withコロナ」で歩んでいこうというプロセスに入っており、ゴートゥーキャンペーンが活気を帯びているようです。

ゴートゥートラベルについては、すでに多くの方が利用されたかもしれません。旅行代金の35%が旅行代金から割引され、15%にあたる部分は地域共通クーポンが発行されて旅行先の登録加盟店で幅広く利用できるということです。合わせると旅行代金の50%が補助されるため、旅行者にとってはとても魅力的です。キャンペーンの期間や予算も決まっているため、このメリットを受けなければ「損」と思ってしまわずにはられません。旅行業界を活性化させる良い取り組みだと思いますが、単価の高い宿泊施設に予約が偏り、単価の低い宿泊施設がメリットを受けにくいということも聞きますので、このあたりのアンバランスを解消していただきたいものです。

ゴートゥーイートについても、新型コロナにより多大なる影響を受けた飲食業界の需要を喚起する良い制度ではありますが、インターネットの予約サイトを利用していない店舗はキャンペーンの対象にならないことや、焼き鳥をたった一本、100円程度飲食して、1,000ポイントを獲得するという錬金術なるものが横行しているようです。これにはあきれ半分です。損する飲食店が出ないように制度が運用されることを望みます。

【固定資産税・都市計画税の減免措置（新型コロナ関連）】

コロナ関連の制度ですが、令和2年2月～10月までの間で、連続する3か月の事業収入が前年同期と比べて一定以上減少している場合、令和3年度の「事業用家屋」の固定資産税等、「設備等の償却資産」に対する都市計画税が減免されます。

- 売上が30%以上50%未満の減少→50%減免
- 売上が50%以上減少→全額減免

申請期限は令和3年1月末までが予定されています。届出には認定経営革新等支援機関等の確認が必要です。当事務所が認定経営革新等支援機関のため対応可能ですので、皆様におかれましても減免対象かご確認をお願いいたします。

新しく菅総理大臣が就任しデジタル庁が設立されました。他の先進国と比較すると遅れているIT化を推進することが最大の目的です。また河野行革担当大臣は行政機関における印鑑廃止を打ち出しました。印鑑廃止のあとはFAX廃止を目指すそうです。コロナで進んだテレワークもそうですが、デジタル化がより一層進みそうです。DX（デジタルトランスフォーメーション）という言葉も良く見聞きするようになりました。DXは「ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念とのことです。当事務所もDXを目指して環境改善を図っていきたいと思っております。

公認会計士 森 弘毅

一億円のさようなら

もし突然1億円を手にしたら、もし突然家族が48億円という大金を隠していることが分かったら……。

毎週日曜日 22:00～NHKBS プレミアムでただいま放送中のドラマ『一億円のさようなら』。全8回。

本作は直木賞作家の白石一文氏原作の同タイトル小説をドラマ化した作品で、主人公の鉄平を上川隆也さん、鉄平の若き日を松村北斗さん、鉄平の妻夏代を安田成美さん、夏代の若き日を本田望智さんが演じています。

慎ましくも平穏に生活してきたところに妻が48億円もの遺産を相続しその事実を隠していたことが判明、さらに1億円を残した妻に出ていかれてしまう鉄平。

妻の隠していた多額の財産を契機に鉄平はどう考えるのか、どうするのか。

鉄平の現代と青年期である過去が交差して展開していくスタイルですが、過去を回想シーンにするのではなく、それぞれが別物のように進みつつも現代と過去がうまくリンクしてテンポよく進んでいくので、まったく飽きさせないストーリー展開となっています。



さて、もし配偶者が48億円もの財産を手にしていたら皆さんならどうしますか。

職業柄、遺産分割などでたまにあるのが相続人でもないのに配偶者が口を出してくるケースです。もちろん私の前で実際に何かを言うわけではありませんが、後ろで意見しているのだろうなということが推測されることがあります。

先のドラマでも鉄平は妻が48億円もの財産を内緒にしていたことを知ると、途端に、そんなにお金があるならもっと良いところに住めたはずだったとか、自分の母親が入院した時に差額ベッド代が払えたのに、などと苛立って文句を言い始めます。



え、そうなの？ 妻が得た遺産は夫のものなの？

夫婦が協力して得た財産は夫婦の財産であるけれども、他方配偶者が相続で取得した財産も夫婦の財産なのではないでしょうか。

法的にはどうか、世間一般ではどうか、個人的にはどうか、さまざまな考え方があるでしょう。皆さんならどのようにお考えになりますか。

一方、ドラマで遺産を手にした妻の夏代は答えます。
「あれは私のお金じゃないから」。

司法書士 米澤 智子

令和2年所得税のポイント

新型コロナウイルスに振り回されている令和2年も残り2ヶ月となりました。また、今年は所得税が大きく変わった年でもあります。その中でも今後の年末調整や確定申告などの申告に関係する主なものを改めてご説明します。

1 基礎控除が変わりました

所得税は1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用して計算します。その時の基礎控除は所得などの要件が無く、全ての納税者を対象に一律38万円が控除されていました。令和2年からは税制改正により基礎控除額を一律10万円引き上げるとともに所得要件が加わり、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得2,500万円を超える個人については基礎控除の適用は出来なくなりました。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

これに伴い、住民税の基礎控除の金額も変更があり、こちらは控除額は最大43万円（合計所得金額2,400万円以下の場合）となります。

2 給与所得控除が変わりました

給与所得控除額が一律で10万円引き下げられました。給与所得控除額とは、所得税の計算の際に給与収入のある人の収入金額から差引く金額のことです。例えば給与収入が162.5万円以下の場合、令和元年までは65万円の給与所得控除を差引くことが出来ましたが、令和2年は控除額は55万円にさがります。また給与所得控除はこれまで収入金額1,000万円超の場合は、収入が多い人も一律220万円を上限金額としていましたが、令和2年からは対象収入の上限金額が850万円に、その場合の控除額は195万円に引下げられます。

給与等の収入所得金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

その他にも、公的年金控除や控除扶養親族の所得要件の変更等、改正点がありますので詳細は担当者にご確認ください。

お客様コーナー

今回は、栃木県足利市にあります『焼肉 桜咲 SASA』様をご紹介します。

まず目を引いたのが、おしゃれな外観。夜に訪問したのですが、建物がライトアップされていてとってもきれいでした！

オーナー様におすすめのメニューを聞いたところ、「桜咲5点盛り」と「但馬太田牛」との事でした。

「桜咲5点盛り」は、上タン塩、上ロース、仙台牛・フィレ、特選ハラミ、カイノミ又は上カルビの盛り合わせで、どれもとても美味しかったです！特に仙台牛・フィレは、もうめっちゃくちゃ柔らかい。ホントにとろけました。これは歯が無くてもいけるやつです。



「但馬太田牛」とは、兵庫県トップクラスの神戸ビーフ生産牧場の太田牧場が自社ブランドとして丹精込めて作り上げたのが但馬牛ブランド「太田牛」で、関東では週に1頭しか入ってこないとても希少な牛肉だそうです。太田牛赤身は、適度な霜降りで脂身があっさりしていて美味しい。すごく美味しい。

『焼肉 桜咲 SASA』様では、厳選されたA5ランクのお肉をリーズナブルに取り揃えており、落ち着いた雰囲気の内店でゆっくりと過ごす事ができます。

ご家族でのお食事から仕事上の会食まで様々な場面での利用ができるお店ですので、ぜひ一度足を運んでみてはいかがでしょうか。

取材 大谷 佳夫里

住所: 栃木県足利市堀込町259-1

定休日: 毎週水曜日

電話: 0284-73-1221

その他: 客席数100席

H P: <http://yakiniku-sasa.crayonsite.net/>

駐車場23台

営業時間: 17:00 ~ 23:30

予約優先

(当面の間) ラストオーダー22:45

ズボラでもできる!
超・簡単レシピ

材料 (2人前)

餅 (切り餅)	4個
水	大さじ1
料理酒	大さじ1
★ しょうゆ	小さじ1
砂糖	大さじ1
コチュジャン	大さじ1
ピザ用チーズ	30g

「チーズトッポギ」

- ①餅は1cm幅に切る
- ②フライパンに★の材料を入れ中火にかけ、混ぜ合わせる
- ③ひと煮立ちしたら餅を加え、よく絡める
- ④餅が柔らかくなったら耐熱皿に盛り付け、ピザ用チーズをかけて600Wのレンジで1分加熱
- ⑤チーズが溶けたら完成です

お好みで人参、たまねぎ等の野菜をいれてもGOOD。

休日のお昼ごはんに子供が喜びます。

(ズボラな私でもおいしく出来ました!!)

今泉 典子



副業・兼業の促進に関するガイドライン

副業・兼業を行う人は、いろいろな理由から年々増えているといわれています。平成30年1月に厚生労働省は“副業・兼業の促進に関するガイドライン”を公表し、現行の法令の基で副業・兼業を行う場合に留意すべき事項を示しました。また、この度は、このガイドラインを見直して、令和2年9月付で改訂版を公表しました。ここでは、ガイドラインの中に示される副業・兼業をする場合の労働時間・時間外労働時間に焦点を当てたいと思います。以下ガイドラインでの考え方を例示して説明します。

●●● 例題1 ●●●

事業場 A に勤務する従業員 X が、事業主の許可を得て、事業場 B で副業することになりました。事業場 B には、事業場 A の所定労働時間後に勤務することにしています。事業場 A の所定労働時間は、8 時間、事業場 B の所定労働時間は、2 時間とします。

事業場 A		事業場 B	
労働時間数	時間外労働時間数	労働時間数	時間外労働時間数
8 時間	0	2 時間	2 時間
10 時間	2 時間	3 時間	3 時間

副業・兼業をする場合には、労働時間は事業場 A と事業場 B の時間が通算され、1 日の労働時間が法定労働時間の 8 時間を超えた時点からその日の時間外労働が始まります。上の表では、事業場 A では、法定労働時間を超えたときに時間外労働となり、また、事業場 B では、勤務時間全てが時間外労働となります。副業・兼業する従業員の時間外労働の上限規制は、事業場 A と事業場 B の時間外労働時間数の累計がその規制の対象となります。そのため、その累計時間数は、時間外労働と休日労働の合計が単月で 100 時間未満、複数月平均で 80 時間以内となるように時間管理をしていく必要があります。



●●● 例題2 ●●●

時間外労働の割増賃金は、事業場 A、事業場 B 共に、自らの事業場での時間外労働に対して 2 割 5 分以上の率の割増賃金を支払う必要があります。それでは、2023 年 4 月から中小企業でも採用される 1 ヶ月の時間外労働が 60 時間を超えた場合、その超えた時間外労働に対しては 5 割以上の割増賃金を支払わねばなりません。副業・兼業の場合は、60 時間を超えた時間外労働のうち自ら労働させた時間について 5 割以上の割増率の時間外手当を支払うこととなります。それでは、従業員 X は、9 月に、事業場 A、事業場 B それぞれで下表のように各日の時間外労働を行い、月合計で事業場 A は 30 時間、事業場 B は 40 時間の時間外労働をしました。それぞれの割増率はどうなるでしょう。↗

日	事業場 A	事業場 B	累計	日	事業場 A	事業場 B	累計	日	事業場 A	事業場 B	累計
1	2	2	4	11	1	2	30	21			
2	1	2	7	12				22			
3	1	2	10	13				23	1	2	53
4	1	2	13	14	2	2	34	24	1	2	56
5				15	1	2	37	25	2	2	60
6				16	1	2	40	26	1	2	63
7	2	2	17	17	1	2	43	27			
8	1	2	20	18	2	2	47	28	2	2	67
9	1	2	23	19	1	2	50	29	1	0	68
10	2	2	27	20				30	2	0	70

上表の赤数字は、所定休日を示します。上表で、事業所 A と事業所 B の時間外労働の累計は 25 日で 60 時間に達しました。25 日までの事業場 A、B それぞれの時間外労働の割増率は 2 割 5 分以上となり、また、26 日以降の時間外労働で事業場 A の 6 時間、事業所 B の 4 時間は割増率 5 割以上が適用されます。

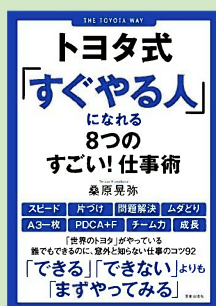
このように、副業・兼業する人の時間管理は、各事業所での労働時間を適切に把握しないと行うことができません。副業・兼業を許可する場合、労務管理を適切に行うために、その仕組み等を就業規則などに定め、従業員へ周知しておくと共に、副業・兼業する従業員との日頃のコミュニケーションが大切になるでしょう。

社会保険労務士 白澤 貴夫



おすすめの1冊

トヨタ式「すぐやる人」になれる 8 つのすごい！仕事術



著者：桑原 晃弥
出版社：笠倉出版社
定価：880 円

トヨタ式には「1 人の 100 歩より 100 人の 1 歩ずつ」という言葉がある。

天才は 1 人で 100 歩進むことも可能だが、普通の人には 1 歩、2 歩と着実に歩むほかはない。しかし、そんな普通の人たちが知恵を出し合い、1 歩、2 歩と前に進むうちに、ある日チームとしてすごいところに辿り着いているというのがトヨタの考え方である。

トヨタ式には、「ムダどり」という考え方がある。仕事に潜む「ムダ」を見つけ改善するというものだが、これを徹底するだけで、「正しい努力」が見えてくる。ただ、誰もがすぐに効率よくできるわけではない。一見ムダに見えることでも、とりあえず「すぐにやってみる」ことだ。やってみれば、何がムダで、何がムダでないか、どうすればムダがなくなるか、もっと良くなるか、がわかってくる。この繰り返しこそが、「正しい努力」なのである。

トヨタ式には、「普通の人」が「正しい努力」をすれば、少しずつでも「できる人」になれるアイデアが詰まっている。その「正しい努力」が紹介されたのがこの『トヨタ式「すぐやる人」になれる 8 つのすごい！仕事術』である。

中島 良典

他人事ではない 国外転出時課税

先日、或る先生から「国外に住む長男に事業承継をさせたいが、非上場株式の納税猶予（贈与税）は適用可能か？」という相談を受けました。納税猶予を検討するということは相当な資産を保有する法人と思われたため、法人の純資産がどの程度か尋ねたところ、数億円とのこと、できるだけ海外居住者に贈与をしない方法がとれないのか検討をすべきである事と今回贈与を見送ったとしても、相続が発生したときの対応を考えておくべきである事をお話ししました。

国外に住んでいても、非上場株式の納税猶予を受ける事は可能なのですが、実は問題は別にあるのです。それは2015年7月1日より施行された「国外転出時課税制度」です。比較的新しい制度であり、まだよく知られていないのが現状です。

資産家や会社オーナーが海外に転出（住所移転）する場合に自身が保有する株式(非上場株式を含みます)などの有価証券等の全てを譲渡したと見なして、譲渡所得税の課税をするのが「国外転出時課税」なのですが、実は自身が出国する場合以外に「国外に住む者」にそれらの有価証券等を贈与する場合も、贈与をしたその有価証券等を譲渡したのものとして所得税が課税されます。つまり贈与の場合は貰った人には贈与税、あげた人には所得税が課税されることとなります。また自身が亡くなり、それらの有価証券等を国外にいる子等が相続する場合、その有価証券等の譲渡があったものとして亡くなった資産家や会社オーナーに「所得税」が課税されます。相続の場合には、相続税とは別の手続きで、しかも税負担が生じる可能性があるため、何の準備もしないまま相続が開始すれば、国外にいる子はもちろん、他の相続人や関係者が戸惑うのは必定といえます。

国外転出時課税とは？

国外転出時課税とは、合計で1億円以上の所定の有価証券等を所有する個人が対象者となる税制です。課税が問題になるのは、次の3つの場面です。

- ①その居住者が国外へ出て国内に住所が無くなる場合
- ②その居住者の保有する有価証券等を国外にいる子等（非居住者である親族等）へ贈与する場合
- ③その居住者の死亡で有価証券等が国外にいる子等（非居住者である親族等）に相続又は遺贈される場合

この時、保有する有価証券等の譲渡があったものとして、その含み益に譲渡所得税等が有価証券等の保有者である居住者に課税されます。この制度はもともと、国内なら本来課税される有価証券等の譲渡益に対して、非課税である外国へ出て、そこで有価証券を売却するなどして得た譲渡益に対し、課税を受けない事例があり、国際的な協調でこれを防ぐために作られたもののようです。

とても面倒な制度が施行されたものですが、文句を言っても仕方ありません。どんな時に困るかを考えてみましょう。①や②のケースは資産家や会社オーナー自身がコントロールできます。したがって、あらかじめ国外転出時課税のことを織り込んで行動することができます。^

問題なのは③です。国内の資産家や会社オーナーによもやの相続が発生し、国外に留学していたり国外の現地法人の役員等の役職に従事している子等に有価証券等が移転する場合、思いがけない税負担が生じる可能性があります。申告期限は相続開始から4ヶ月ですから、時間もあまりありません。

非居住者である親族等がいる場合、相続又は遺贈の時に国外転出時課税の対象となるかどうか、有価証券等の価額が1億円以上となるかどうかの一つのポイントとなります。このため手始めに有価証券等の価額につき評価等の作業をする必要があります。特に、非上場株式の会社オーナーが被相続人であれば、その会社の非上場株式の評価をする必要が出てきます。申告期限は相続の開始から4か月以内ですから、会社の資産規模が大きく、評価自体に時間がかかるようだと申告期限に間に合わないことも予想されます。

会社オーナーが事業承継を重要な課題として捉え、すでに対策に向けた会社の株価算定等を始めていれば、恐らくデータ等も揃っていることでしょう。後継者候補に関する考えまで固まっていれば、ある程度、相続又は遺贈の時の国外転出時課税の“準備運動”ができてきている状態だといってもよいかもしれません。もっとも、その社長が自身の会社以外の有価証券等を多く保有している場合は、その状況把握が必要となります。

税理士 武井 秀樹

事務所・ご自宅から源泉所得税や住民税を納付しませんか？

2019年10月から地方税共通納税システムがスタートし、従来の国税に加え、地方税もパソコンから簡単に電子納税できるようになりました。毎月納付が必要な「源泉所得税」「住民税」も、窓口に並ぶことなくご自宅から納税できます。

必要なステップは下記の3つです。

- ① **利用者IDの取得**
(顧問先様であればIDは既に取得済です。担当までお問い合わせください)
- ② **金融機関口座を事前登録(インターネットバンキングでなくてもOK)**
- ③ **e-Tax(国税)、eL-Tax(地方税)それぞれのウェブサイトから、毎月の申告・納税ができます。**



ご興味ございましたら、お気軽に担当までお声がけください！

山本 亜希子

事業承継について



収束する気配のないコロナ感染症。「with コロナ」の生活にもようやく慣れてきたこの頃です。持続化給付金に始まり雇用調整助成金、家賃支援給付金、申告・納付期限の延長申請等と、ある意味では非日常に振り回されてきましたが、年末の繁忙期を前にして本来の業務を見直す時間が取れるようになって来ました。

平成30年1月1日から始まった事業承継税制特例措置も2年が経過しました。以前ご紹介したように、この特例措置は中小企業の事業承継を進めるために要件などを緩和した10年間の限定措置になっています。

そこで、申請期限等についてももう一度確認しておきましょう。

- ① 特例承認計画の提出・確認……………令和5年3月31日まで
- ② 贈与・相続の実行……………令和9年12月31日まで
- ③ 認定申請……………贈与は翌年1月15日まで／相続は8か月以内
- ④ 税務署へ申告
- ⑤ 年次報告書や継続届出書の提出

ざっくりと大まかな流れはこのようになっています。

重要なことは、令和5年3月31日までに①の特例承認計画を提出しなければ、②以降は認められないということです。

コロナ禍の中、事業そのものの状況も大きく変化してきています。どのように事業を継続させてゆくのか方向性を判断するのも難しい時ですが、適用には期限があるということも頭の隅においていただければと思います。

川口 雅子

青い空と心の風景から

数多くの
言葉たちは
魂を持って生まれる
宝を選びとるように
素敵な言葉を
選びまわす
なま

【杉本敦美 作品集より】

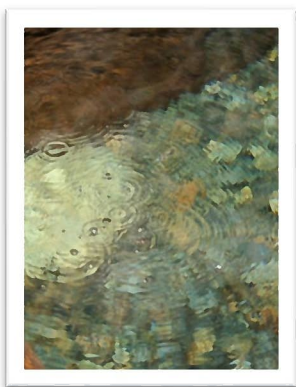
湯ったり！寄ったり！行ってんべ！！

法師温泉・長寿館

「法師の湯」

「法師温泉・長寿館」は、三国峠に向かう旧三国街道に面し、人里離れた山あいの一軒宿となっています。

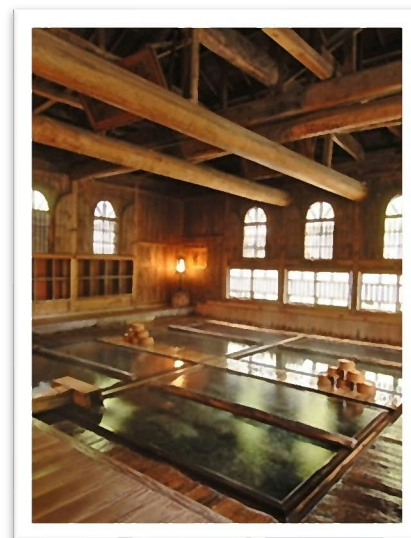
長寿館は、明治の築造の建物です。木造に杉皮葺屋根の昔ながらの建物です。そして浴槽から床・壁・天井・アーチ形の窓等すべてが木で造られています。本館や別館の宿泊棟だけでなく、敷地全体が昭和初期の世界に招いてくれています。



現在は JR 東日本・大人の休日倶楽部の「奥四万湖編」で吉永小百合さんが出演されていますが、1982年（昭和57年）当時は国鉄CMですが、高峰三枝子のフルムーンポスターで「法師の湯」は全国的に有名になりました。

長寿館には浴場が3つあります。その中でも「法師の湯」を紹介します。

温泉は自然湧出となっており、長い年月をかけて、岩盤の割れ目より豊富な湯が、湯船の底に敷き詰められた玉石の間から湧き出ています。大きな水泡となって出てきますので、是非その中心でお湯を堪能して下さい。「法師の湯」は写真のようになかなか広く、8ヶの移動仕切によって区分されています。湧出しているお湯は43℃ぐらいと言われてはいますが、場所によっては温度が低く、ぬるめを感じられます。



追記

あ！！それから「法師の湯」は脱衣場は別ですが、混浴となっています。ちなみに私が入浴した時は、2名の女性が入ってきました。ドキドキしたのは男性（私）ですかね？

住所：群馬県利根郡みなかみ町永井650
TEL：0278-66-0005
時間：午前11：00～午後13：30（利用は14：00まで）
料金：1,000円
備品：脱衣場と棚は充分あり。貴重品はフロントにて預ける。
定休日：水曜日他（要確認）
泉質：カルシウム・ナトリウム — 硫酸塩泉、単純温泉
駐車場：敷地が相当広いので、問題ありません。

森 富夫



税務・労務カレンダー

	税務	労務
11月	<input type="checkbox"/> 9月決算法人の確定申告……………11月30日(月)まで <input type="checkbox"/> 3月決算法人の中間(予定)申告……………11月30日(月)まで <input type="checkbox"/> 所得税予定納税額の納付(第2期分)・11月30日(月)まで <input type="checkbox"/> 所得税予定納税額の減額申請……………11月16日(月)まで	<input type="checkbox"/> 10月分の社会保険料の口座振替日……………11月30日(月)

- ・年末調整の準備を始めましょう。従業員への通知、書類の配布を進めましょう。
- ・年末商戦でパート・アルバイトが必要な企業は早めに確保・補充を済ませましょう。
- ・年賀状・カレンダー・歳暮の手配などの準備を始めましょう。

12月	<input type="checkbox"/> 10月決算法人の確定申告……………1月4日(月)まで <input type="checkbox"/> 4月決算法人の中間(予定)申告……………1月4日(月)まで <input type="checkbox"/> 固定資産税第3期分の納付……………各市町村の指定日まで <input type="checkbox"/> 年末調整の実施	<input type="checkbox"/> 11月分の社会保険料の口座振替日……………1月4日(月)
-----	---	---

- ・年末は渋滞が発生しますので、配送担当者やマイカー通勤者に安全運転を呼びかけましょう。
- ・大掃除を実施する企業では、早めにスケジュールを決めて手配を進めましょう。
- ・年末年始の挨拶回り、年末年始休暇中の対応の役割分担を行いましょう。

1月	<input type="checkbox"/> 源泉所得税の納付……………1月12日(火)まで <input type="checkbox"/> 納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納付……………1月20日(水)まで <input type="checkbox"/> 給与支払報告書の提出……………2月1日(月)まで <input type="checkbox"/> 固定資産税の償却資産に関する申告書の提出……………2月1日(月)まで <p style="text-align: center;">※期限が早い市町村があるので注意しましょう</p> <input type="checkbox"/> 11月決算法人の確定申告……………2月1日(月)まで <input type="checkbox"/> 5月決算法人の中間(予定)申告……………2月1日(月)まで	<input type="checkbox"/> 12月分の社会保険料の口座振替日……………2月1日(月)
----	--	---

- ・年末調整の結果による過不足税額の精算や年末商戦用に仕入れた商品などの支払いが重なることが多いので資金繰りを確認しましょう。
- ・受け取った年賀状は住所録等と突き合わせ、住所、役職などに変更がないかをチェックしましょう。



いよいよ秋も深まり、朝晩は肌寒さを感じる季節となりました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

コロナ禍に加え、寒暖差のせいで体調を崩す人が多くなっているようです。年末に向けお忙しい時期とは思いますが、しっかり休養を取るようご心掛けましょう！

大谷 佳夫里

森・白澤・米澤合同事務所

税理士法人 森会計事務所
 森 弘毅 公認会計士事務所
 白澤貴夫 社会保険労務士事務所
 米澤智子 司法書士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号
 TEL 0276-63-6011 FAX 0276-63-6056
 E-mail morikaikei@mva.biglobe.ne.jp
 URL <http://www.morikaikei.jp/>